

化学物質管理者講習のご案内（令和6年4月～9月）

令和6年4月から施行される労働安全衛生規則等の一部改正で、化学物質を製造・取り扱う事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等を行わせることが義務づけられます。（安衛則第12条の5）

兵庫労働基準連合会及び各地区労働基準協会では、化学物質管理者を選任するための講習を実施しております。この機会に是非受講されますようご案内いたします。（詳細は各協会にお問合せください）

※ は、ネット予約システムからお申込みいただけます。

※ 令和6年4月1日時点の予定です。会場等の都合により日程等が変更になることがあります。

◆ 化学物質管理者専門的講習（2日間） 化学物質を製造する事業場向け

機関名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
兵庫労働基準連合会		<u>16・17</u>	<u>13・14</u>		<u>5・6</u>	
姫路労働基準協会			<u>17・18</u>			

◆ 化学物質管理者講習（6時間） 化学物質を取り扱う事業場向け

機関名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
神戸東労働基準協会	<u>18</u>		<u>4</u>	日程未定		日程未定
神戸西労働基準協会	<u>12</u>		<u>11</u>		<u>2</u>	
尼崎労働基準協会	<u>23</u>		<u>10</u>			
姫路労働基準協会	<u>8</u>				<u>20</u>	
伊丹労働基準協会						
西宮労働基準協会	<u>15</u>		<u>14</u>		<u>19</u>	
加古川労働基準協会				30		2
西脇労働基準協会			11			
但馬労働基準協会			<u>25</u>			
相生労働基準協会					<u>27</u>	
淡路労働基準協会	令和7年1月開催予定					

◆ 保護具着用管理責任者教育

機関名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
神戸東労働基準協会						
神戸西労働基準協会	<u>8</u>	<u>20</u>	<u>12</u>			<u>11</u>
尼崎労働基準協会			<u>24</u>			
姫路労働基準協会		<u>2</u>				<u>12</u>
伊丹労働基準協会						
西宮労働基準協会	<u>2</u>	<u>14</u>	<u>24</u>	<u>5</u>		<u>20</u>
加古川労働基準協会			25		26	
西脇労働基準協会		14				6
但馬労働基準協会					<u>7</u>	
相生労働基準協会	<u>12</u>					<u>30</u>
淡路労働基準協会	令和7年2月開催予定					

◆ マスクフィットテスト実施担当者教育

各地区労働基準協会へ直接お問合せください。